

令和8年度 奈良市会計年度任用職員募集要項 スポーツ・文化芸術活動指導員（兼登録）

求める人物像

- ・こどもたちの「好き」や「やりたい」を引き出し、成功体験だけでなく、挑戦や継続を支えられる方
- ・多様な背景の生徒（初心者、配慮が必要な生徒等）への指導経験・理解がある方
- ・複数指導者でのチーム運営、地域団体・学校との連携経験がある方

1. 募集内容等

採用予定人数	奈良市立中学校におけるスポーツ・文化芸術活動（※）の指導分野ごとに若干名 ※学校部活動ではなく、市が運営する活動として中学生の指導にあたっていただきます。
募集内容	市立中学校におけるスポーツ・文化芸術活動の指導及び運営に係る業務 (1) 実技指導 (2) 安全及び障がい予防の知識及び技能の指導 (3) 学校外での活動（大会、練習試合等）の引率等 (4) 競技団体等（中体連、吹奏楽連盟等）の会議の参加、および運営協力 (5) 活動の管理運営（年間及び月間指導計画の作成、保護者等への連絡、用具及び施設の点検及び管理、会計管理、協会登録等事務を含む。） (6) 生徒指導に係る対応 (7) 事故発生時の現場対応 (8) その他指導及び運営に係る業務 ※学校管理下外の活動となるため、指導、運営について、教職員は関与しないことが前提であることを理解していただいていることとします。ただし、情報共有等は状況に応じて実施していただきます。
募集要件	(1) 20歳以上の者 (2) スポーツ・文化芸術活動の実技に関し、実技又は指導の経験を有し、安全な指導ができる者 (3) 活動の主旨を理解し、適切な指導、運営ができる者 (4) 暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ等が許されない行為であることを理解し、自ら行わない、ならびに子どもたち同士の不

	<p>適切行為を許さないことを誓約できる者</p> <p>(5) 事故・けが・トラブル等の際に、運営団体・学校・市が定める連絡手順に従い、速やかに報告・連携できる者（不適切行為への対応・報告の枠組みを含む。）</p> <p>(6) 登録・指導に伴い知り得た個人情報を適切に取り扱える者（守秘義務、SNS 等での情報発信ルール順守を含む。）</p> <p>(7) 当該種目・分野の指導経験、資格、競技・活動歴等がある者 (例 公認指導者資格、教員免許、演奏・創作活動歴、審判資格等)</p> <p>(8) 安全管理（救命講習、事故予防、熱中症対策等）に関する知識等がある者</p> <p>(9) 多様な参加者（初心者、配慮が必要な生徒等）による、インクルーシブな集団づくりへの理解がある者</p> <p>(10) 指導者対象の研修に参加できる者</p>
注意事項	<p>※地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しないこと。</p> <p>※2026年12月施行予定のこども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）第2条第8項に該当しないこと。</p> <p>（地方公務員法第16条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・奈良市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ・日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立了政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>（学校教育法第9条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁刑以上の刑に処せられた者 ・教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 ・教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立了政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の</p>

	<p>防止等のための措置に関する法律 第2条第8項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの ・特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの ・特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの
--	---

2. 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定） ※勤務成績が良好な場合は、翌年度に再度任用する可能性があります。
勤務地	奈良市立中学校ほか（勤務校は名簿登録後、応募者の希望も考慮の上、奈良市が調整します。）
種目	<u>現在市立中学校の部活動として活動している種目</u> 野球、サッカー、卓球、バレー、バスケットボール、剣道、柔道、バドミントン、陸上競技、ソフトボール、ソフトテニス、硬式テニス、水泳、体操、吹奏楽、オーケストラ、ギターマンドリン、美術、イラスト、パソコン、バトントワリング、技術、手芸、洋裁、英語、合唱、囲碁将棋、家庭、科学（サイエンス）、七宝焼き、創作マンガ、ボランティア、電子技術、茶道、華道、文化活動、園芸、クラフトデザイン）
報酬	時間給 1,572円 ※片道2km以上の場合、通勤手当相当分の支給あり（上限あり）。 ※年度途中の条例改正等により、任用開始日に遡及して給与に増減が生じる可能性があります。
勤務時間	平日1日2時間（午後3時～5時頃）程度、休日1日3時間程度（週19時間以内） ※ただし、市が必要と認める場合は、1日につき8時間勤務することができます。
勤務日	※勤務日・時間は以下の活動条件をもとに、応募者と市とで調整のうえ設定します。年間を通じた定期的な勤務ではない場合があります。 ※活動については、下記のとおりです。

	<ul style="list-style-type: none"> ・週2日以上の休養日を設けること。 ・平日に少なくとも1日以上、週末は少なくとも1日以上を休養日とすること。 <p>※週末に大会等に参加し、両日とも活動した場合は、休養日を他の週末に振り替えることとなります。</p>
休暇	特別休暇等
条件付採用	地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。
服務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての保障制度があります。

3. 申込方法等

申込方法	<p>以下の申込フォームに必要事項を入力し、送信してください。</p> <p>https://logoform.jp/form/p6et/1409635</p> 
選考方法等	<p>第一次選考：書類審査 第二次選考：面接試験</p> <p>※人材登録（要件あり）後、面接等を経て採用となります。</p> <p>※面接等について、申込後1週間以内を目途にご連絡させていただきます。</p> <p>※人材登録者が必ず指導員として学校に配置されるものではありません。</p>

上記内容は令和8年1月時点の予定であり、今後変更となる場合があります。

問合・申込先

<住所>〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所

<担当課>奈良市 教育部 学校教育課・教職員課

<電話番号>0742-34-4763 (Mail: gakkoukyouiku@city.nara.lg.jp)

<受付時間>午前9時～午後3時（土日及び祝日を除く）

※ 任用に至った場合、申込書に添付いただいた顔写真データを職員録（人材管理システム）に登録し、府内で共有いたします。人材管理システムとは、奈良市役所内部の職員管理システムであり、原則市民等外部に公開されるものではありません。